

犯罪被害者等支援 関連事業一覧

＜令和7年度版＞



四日市市



はじめに

四日市市では、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、市、市民及び事業者、関係機関等が連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、犯罪被害者等支援条例を制定しました。

犯罪は、生命や財産に直接的な被害をもたらすだけでなく、精神的な不安や周囲の誤解に基づく中傷など二次被害をもたらす、犯罪被害に遭った方々を苦しめています。

これらの救済に向け、自治体、司法、警察、民間団体など、さまざまな機関が、犯罪被害者等の抱える悩みなどに対応する多様な取り組みを行っています。

このうち、四日市市や四日市市教育委員会が、直接実施もしくは他団体へ委託している取り組みについて、この冊子にまとめました。

犯罪被害者等から相談を受けた際などの資料として、ご活用いただければ幸いです。



犯罪被害者支援シンボルマーク

「ギュッとちゃん」

目次

第1章 四日市市犯罪被害者等支援条例について	1
第2章 四日市市における犯罪被害者等支援施策について	4



(1) 【総務部所管事業】

人権相談事業（人権センター）	5
----------------	---



(2) 【市民生活部所管事業】

D V等緊急時通訳派遣事業（市民生活課 多文化共生推進室）	6
遺族支援金、重傷病支援金（市民協働安全課）	7
日常生活の支援にかかる各種給付金（市民協働安全課）	8
消費生活相談事業（市民協働安全課 市民・消費生活相談室）	9
女性のための相談事業（男女共同参画課）	10
男性のための相談事業（男女共同参画課）	11
働く女性、働きたい女性のための相談事業（男女共同参画課）	12



(3) 【健康福祉部所管事業】

重層的支援体制整備事業（福祉総務課）	13
生活困窮者自立相談支援事業（保護課）	14
高齢者虐待防止事業（高齢福祉課）	15
障害者虐待についての通報・相談（障害福祉課）	16
成年後見制度利用支援事業（障害福祉課）	17
D V被害者の国民健康保険住民登録外加入（保険年金課）	18
こころの相談事業（保健予防課）	19



(4) 【こども未来部所管事業】

青少年とその家庭の悩み相談（青少年育成室）	2 0
児童扶養手当事業（こども手当・医療給付課）	2 1
ひとり親家庭・寡婦の相談 および 支援事業（こども家庭センター）	2 2
子どもと家庭に関する相談（こども家庭センター）	2 3
一時保育事業（保育幼稚園課）	2 4



(5) 【商工農水部所管事業】

求職者資格取得助成金（商業労政課）	2 5
北勢地域若者サポートステーション（商業労政課）	2 6



(6) 【都市整備部所管事業】

交通事故相談事業（道路管理課）	2 7
市営住宅優先抽選制度（市営住宅課）	2 8
市営住宅の一時使用（市営住宅課）	2 9



(7) 【教育委員会所管事業】

チーム学校推進事業（育ち支援課）	3 0
特別支援教育・相談事業（育ち支援課）	3 1



(8) 【参考資料】

①四日市市犯罪被害者等支援条例	3 2
②犯罪被害者等基本法	3 5
③三重県犯罪被害者等支援条例	4 0
④その他の支援機関	4 3

第1章 四日市市犯罪被害者等支援条例について

犯罪等により被害を受けた方およびそのご家族またはご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、といった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の「二次被害」、加害者からの「再被害」や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。

このため、四日市市では、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、令和元年10月4日に「四日市市犯罪被害者等支援条例」を制定、施行しました。



条例の基本的な考え方

- ・社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ・犯罪被害者等の支援が円滑に受けられるようにします。
- ・犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。

主な取り組み

- ・市民の皆さんの犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報・啓発活動を積極的に行います。
- ・犯罪被害にあった直後の経済的負担の軽減等を目的として、犯罪被害者等に対し、「支援金の支給」や「日常生活の支援」を行います。



対象となる犯罪

- 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪。

故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪が対象。※過失による犯罪は、対象外。

支援金・給付金が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、四日市市内に住所を有していた人。
- 犯罪被害者と加害者との間に、3親等内の親族関係がある場合は、給付対象外。

※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していたときもしくは、犯罪行為が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待のいずれかに該当していたとき等は除く。



支援金・給付金の概要

● 遺族支援金【30 万円】

<支給対象者>

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われたときに四日市市内に住所を有する第 1 順位遺族※

※第 1 順位遺族…以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族のことを言います。

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2 に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

注意：○の中の数字は、支給を受けられる遺族の順位を指します。

注意：第 1 順位遺族が当該支援金の申請をしない場合、第 2 順位以降の遺族は申請をすることはできません。

<申請期限>

死亡を知った日から 2 年以内、もしくは、死亡した日から 7 年以内

● 重傷病支援金【10 万円】

<支給対象者>

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が 1 か月以上かつ通算 3 日以上入院を要すると医師に診断された)を負った犯罪被害者本人

<申請期限>

重傷病の被害を知った日から 2 年以内、もしくは、重傷病の被害が発生した日から 7 年以内

給付金

<給付対象者>

遺族支援金または重傷病支援金の支給対象者

<給付金の種類および内容>

① 家事援助費用の給付

調理・洗濯・住居の掃除および整理整頓・生活必需品の買い物・通院等の介助・その他市長が必要と認めるもの。

○給付額：上限 3,000 円/時間
(30 時間まで)

② 一時保育費用の給付

子育て短期支援事業(児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項)・一時預かり事業(同条第 7 項)・子育て援助活動支援事業(同条第 14 項)

○給付額：上限 3,000 円/日
(5 日まで)

③ 転居費用の給付

家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・その他の費用

○給付額：上限 20 万円

④ 家賃の給付

賃料・使用料等

○給付額：月家賃の 1/2
(上限 35,000 円、6 か月まで)

<申請期限>

①②：特定犯罪被害を受けた日から 1 年以内

③④：特定犯罪被害を受けた日から 2 年以内

申請窓口

市民協働安全課(市役所 5 階)

電話番号：059-354-8179

※給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付を受けたと認めたときは、給付決定が取り消されます。

※給付決定が取り消された場合、既に支援金又は給付金が給付されていたときは、返還しなければなりません。



第2章 四日市市における犯罪被害者等支援施策について



※令和7年3月末時点での制度を記載しています。
最新の内容については、各担当課までお問い合わせください。

担当課名

人権センター ☎059-354-8609

【事業名】

人権相談事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

相談員による人権相談の実施

【内容詳細】

人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援する電話相談や面接相談、インターネット相談を実施しています。

（祝日および年末年始は除く）

○相談員による相談……月曜日～金曜日

9：00～12：00

13：00～16：00

電話：059-354-8610（相談専用電話）



担当課名

市民生活課
多文化共生推進室

☎059-354-8114

【事業名】

DV等緊急時通訳派遣事業

【実施主体】

三重県
国際交流財団

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名称

三重県国際交流財団

住所

津市羽所町700 アスト津

電話

059-223-5006

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし

（その他）（三重県国際交流財団の通訳・翻訳パートナー制度を、必要に応じて活用）

【事業概要】

DV等、緊急性の高い相談について、必要に応じ、通訳職員の派遣を行う。

【内容詳細】

DV等、緊急性の高い相談について、ポルトガル語・スペイン語の本市通訳職員を派遣するとともに、それ以外の言語については三重県国際交流財団と連携して通訳の派遣を行います。



【事業名】

遺族支援金、重傷病支援金

【実施主体】

四日市市

【事業概要】

特定犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、これらの者に対して支援金の支給を行う。

【内容詳細】

遺族支援金【30万円】

<支給対象者>

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われたときに四日市市内に住所を有する第1順位遺族※

※ 第1順位遺族…以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

注意：○の中の数字は、支給を受けられる遺族の順位を指します。

注意：第1順位遺族が当該支援金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

<申請期限>

死亡を知った日から2年以内、もしくは、死亡した日から7年以内

重傷病支援金【10万円】

<支給対象者>

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された)を負った犯罪被害者本人

<申請期限>

重傷病の被害を知った日から2年以内、もしくは、重傷病の被害が発生した日から7年以内

【事業名】

日常生活の支援にかかる各種給付金

【実施主体】

四日市市

【事業概要】

特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある特定犯罪被害者及び特定犯罪被害者の遺族に対して、家事に関する支援、保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行う。

【内容詳細】

家事援助費用の給付

調理・洗濯・住居の掃除および整理整頓・生活必需品の買い物・通院等の介助・その他市長が必要と認めるもの。

給付額：上限3,000円/時間（30時間まで）

申請期限：特定犯罪被害を受けた日から1年以内

一時保育費用の給付

子育て短期支援事業(児童福祉法第6条の3第3項)・一時預かり事業(同条第7項)・子育て援助活動支援事業(同条第14項)

給付額：上限3,000円/日(5日まで)

申請期限：特定犯罪被害を受けた日から1年以内

転居費用の給付

家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・その他の費用

給付額：上限20万円

申請期限：特定犯罪被害を受けた日から2年以内

家賃の給付の給付

賃料・使用料等

給付額：月家賃の1/2（上限35,000円、6か月まで）

申請期限：特定犯罪被害を受けた日から2年以内

担当課名

市民協働安全課
市民・消費生活相談室

☎059-354-8147

【事業名】

消費生活相談事業

【実施主体】

四日市市

【事業概要】

契約に関するトラブルなどを抱える消費者に対して、身に覚えのない請求への対応やクーリング・オフなどの相談を行う。

【内容詳細】

〔対象者〕

契約に関するトラブルなどを抱える消費者

〔相談内容〕（例）

- 身に覚えのない請求への対応はどうすればよいか。
- クーリング・オフはどうすればよいか。

〔相談受付時間〕

月曜日～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00
（祝日、年末年始を除く）

〔相談方法〕 来所または電話

住所：〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所
1階 市民・消費生活相談室 消費相談コーナー
電話：059-354-8264(相談専用電話)

〔経費の要否〕

無料

【事業名】

女性のための相談事業

【事業主体】

四日市市

(男女共同参画センター「はもりあ四日市」)

【事業概要】

女性が抱えるさまざまな問題について、女性相談支援員が男女共同参画の視点を持ってその相談に対応し、相談者自身が自己解決に向けて力を付けていけるように支援する。

【内容詳細】

○女性のための電話相談

自分自身の生き方、夫婦のこと、男女のこと、家族のこと、夫・恋人からの暴力のこと、職場の人間関係など、相談者の立場で考え、相談に応じます。

電話：059-354-8335

相談日時	火・木・金・土曜日	9:00～16:00
	水曜日	9:00～19:30

※電話相談のあとに、必要に応じ、面接相談におつなぎします。

○女性のための法律相談

女性が抱えるさまざまな問題に女性弁護士から専門的なアドバイスをもらいます。

※女性相談支援員が面接し、必要に応じおつなぎします。

○女性のための心理相談

女性相談が複雑化、多様化しており、DV被害者のみならず、さまざまな相談の中で、女性相談支援員では対応が難しいケースも増加しています。

このような相談者に適切に対応するため、「心理相談」を実施します。

※女性相談支援員が面接し、必要に応じおつなぎします。

担当課名

男女共同参画課 ☎059-354-8331

【事業名】

男性のための相談事業

【事業主体】

四日市市

(男女共同参画センター「はもりあ四日市」)

【事業概要】

男性が抱えるさまざまな問題について、男性の臨床心理士による電話相談の実施。

【内容詳細】

○男性のための電話相談

男性を対象として、生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなど、男性の臨床心理士による電話相談を行います。

電話：059-354-1070

相談日時	毎月第4土曜日	9:30～12:30
	相談日時が変更になる場合があります。 詳しくは、電話(☎059-354-8331)でお問い合わせください。	

担当課名

男女共同参画課 ☎059-354-8331

【事業名】

働く女性、働きたい女性のための相談事業

【事業主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

フジアルテ株式会社

住所

四日市市三栄町3-15コバヤシビル4F

電話

0120-976-477

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助

委託

なし

その他（ ）

【事業概要】

働く女性、働きたい女性が抱える、キャリア形成や働く上でのさまざまな悩みについて相談できる窓口を設置し、女性が自分らしく働いていくための支援（相談対応・情報提供など）を行う。

【内容詳細】

キャリアアップの方法や、就職準備・就職活動に関する悩み、ノウハウ、仕事と家庭の両立に関する相談など、働いている方、これから働きたい方の悩みをキャリアコンサルタントがお聞きします。（予約優先）

相 談 日 時	対面：毎月第2土曜日 9：00～12：00 （本町プラザ3階） 13：00～15：00 オンライン：毎月第2水曜日 13：00～16：00 （Zoom等） 毎月第4水曜日 17：00～20：00
	相談日時や予約先など、詳しくは、 電話（☎0120-976-477）でお問い合わせください。

【事業名】

重層的支援体制整備事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

複雑化・複合化した福祉課題を抱える人に対して、課題の解きほぐしを行ったり、支援機関同士の円滑な連携を図ることで、伴走支援を行う。

【内容詳細】

犯罪被害に遭われた場合、たとえば生活、仕事、家事、住居、心身の障害、こどもの教育や進学、家族の介護など、複数のお困りごとを同時に抱えることになる可能性があります。

困りごとは、ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。

○こんなお困りごとはありませんか？

- ・困りごとが多すぎて、どこから手を付けていいか分からない
（生活費？子育て？介護？）
- ・困っているけれど何に困っているか分からない
- ・すでに相談したけれど、納得する答えはなかった

○私たちができること

- ・あなたのお困りごとに寄り添って、一緒に解決に向けて考えます
- ・適切な相談窓口をご案内します
- ・困りごとを解きほぐして、専門機関と情報共有して、あなたをチームで支援します

担当課名

保護課

☎059-354-8076

【事業名】

生活困窮者自立相談支援事業

【事業主体】

四日市市
社会福祉協議会

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

生活支援室

住所

四日市市諏訪町1-5

電話

059-354-8466

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助

委託

なし

その他（

）

【事業概要】

- 生活困窮者の総合相談窓口
- 生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的なプランを作成し、他の専門機関と連携しながら自立に向けた支援を行う。

【内容詳細】

1. まずはお相談ください。

失業・多重債務・家賃滞納・仕事が見つからない・家族のひきこもりなど、さまざまな生活の困りごとをご相談ください。何が必要か一緒に考えましょう。

2. 課題整理と支援プランの作成

ご相談いただいた内容をもとに課題を整理し、解決に向けた計画を立てます。

3. 具体的支援の実施

支援プランに基づき、ご相談者に寄り添いながら具体的支援を行います。

（支援の例）

- ハローワークと連携し、求職活動の支援を行います。
- 法律家と連携し、債務整理に向けた支援を行います。
- 生活を立て直すため、各種給付・貸付制度の窓口をご紹介します。
- その他専門的支援が必要な方に該当する窓口をご案内します。

4. 相談窓口 四日市市社会福祉協議会 生活支援室（本庁舎3階南側）

電話：059-354-8466

相談受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15

（※土日・祝祭日・年末年始は休み）

担当課名

高齢福祉課

☎059-354-8170

【事業名】

高齢者虐待防止事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

高齢者虐待の防止および虐待を受けた高齢者の保護のため、相談、指導および助言を行うとともに、通報や届出を受けたときは、その事実確認を行い、必要に応じて施設への入所措置を講じる。

【内容詳細】

〔対象者〕 65歳以上の高齢者

〔相談内容〕

1. 養護者から虐待されるまたはされている疑いのある高齢者について専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、高齢者の保護や養護者と高齢者の分離を行います。
2. 養介護施設従事者などから虐待されるまたはされている疑いのある高齢者について、専門職員などが相談に応じ、事実確認の調査の上で虐待の防止と高齢者の保護を図るため、老人福祉法および介護保険法に規定された権限を適切に行使して対応します。
3. 養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、もしくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。

〔相談受付時間〕

8：30～17：15（ただし、緊急を要する場合は適時対応）

〔相談方法〕 来所または電話等

〔経費の要否〕 無料

担当課名

障害福祉課

☎059-354-8527

【事業名】

障害者虐待についての通報・相談

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

障害者に対する虐待の防止、早期発見等を行うことにより、障害者の権利利益の擁護を図る。

【内容詳細】

〔対象者〕 市内に住む障害者

〔相談内容〕

1. 養護者から虐待されるまたはされている疑いのある障害者について、通報・相談に応じ、事実確認の調査の上で、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、障害者の保護や、養護者と障害者の分離を行います。
2. 障害者福祉施設従事者等から虐待されるまたはされている疑いのある障害者について、通報・相談に応じ、三重県と連携して事実確認の調査の上で、虐待の防止と障害者の保護を図ります。
3. 使用者から虐待されるまたはされている疑いのある障害者について、通報・相談に応じ、三重県を通じて労働局へ報告します。

〔相談受付時間〕

平日8：30～17：15

（年末年始を除く。ただし、緊急を要する場合は適時対応）

〔相談方法〕 来所または電話等

〔経費の要否〕 無料

【事業名】

成年後見制度利用支援事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

成年後見制度を活用し、申し立て費用、鑑定費用、報酬等を助成することで、知的障害、精神障害があり、判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの法律行為が困難な人を支援する。

【内容詳細】

〔対象者〕

市内に住所を有する者または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき本市が介護給付費等の支給決定を行っている者で、判断能力が不十分な状況にある知的障害者、精神障害者。

（ただし、市内に住所を有していても、同法第19条の規定に基づき本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者は除く）

〔支援内容〕

預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所など、生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行います。

〔経費の要否〕

＜申し立て費用・鑑定費用＞

本人または関係人が負担すべきであると判断したときは、本人負担（求償）となります。

＜報酬＞

一定の条件（生活保護など）に該当しない場合は、本人負担となります。

担当課名

保険年金課

☎059-354-8159

【事業名】

DV被害者の国民健康保険住民登録外加入

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

DV被害者の住民登録地以外での国民健康保険への加入を認める

【内容詳細】

〔対象者〕

DV被害により加害者から避難している者

〔目的〕

住民登録地で国民健康保険または加害者の被扶養者として健康保険に加入している場合、医療費通知等の送付によって、受診した医療機関等から被害者の居所が加害者に知られる可能性が高いため、住民登録地以外での国民健康保険への加入を認めています。

〔事業内容〕

本来、国民健康保険は住民登録地での加入となりますが、DV被害者については事実上の住所および他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として加入することが可能とされています。

（平成20年2月27日保国発第0227001号厚生労働省）

よって、居住証明書により事実上の住所を把握し、住民登録のある他市町村へ他保険の有無を確認するなど、他市町村と調整の上、本市国民健康保険への加入を認めています。

【事業名】

こころの相談事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

自殺予防の普及啓発、こころの相談実施

【内容詳細】

○ 普及・啓発

講演会・広報などによる自殺予防に係る啓発・普及を行っています。

○ こころの相談

精神科医師、保健師などによるこころの相談を実施しています。



担当課名

青少年育成室

☎059-354-8247

【事業名】

青少年とその家庭の悩み相談

【実施主体】

四日市市

【事業概要】

学校外でのいじめ、非行や問題行動など、青少年が抱えるさまざまな問題について、相談員が関係機関と連携しながら相談に応じる。

【内容詳細】

○来所による相談

相談日時：月曜日から金曜日（祝日を除く）

8：30～12：00 13：00～17：15

相談場所：総合会館 5 階

○電話による相談

相談日時：月曜日から金曜日（祝日を除く）

8：30～12：00 13：00～17：15

電話：059－352－4188（相談専用電話）

【事業名】

児童扶養手当事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

児童の福祉の増進を図るため、父または母と生計を同じくしていない児童を
監護または養育している者に対して、児童扶養手当を支給する。

【内容詳細】

1. 支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある場合は20歳未満）を監護
または児童を養育している者で、児童が下記の条件にあてはまる場合に支給されます。

- （1）父または母と生計を同一にしていない児童
（離婚、父または母死亡、1年以上遺棄、1年以上拘禁など）
- （2）父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- （3）母の婚姻によらないで生まれた児童
- （4）父母とも不明である児童
- （5）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

ただし、次の場合は手当は支給されません。

- ①受給者および児童が日本国内に住所がないとき
- ②児童入所施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき
- ③父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（（2）の場合を除く）

2. 支給額（令和7年4月現在）

- （1）全部支給の場合（児童1人） 月額 46,690円
- （2）一部支給の場合（児童1人） 月額 46,680～11,010円

児童が2人以上いる場合、上記の金額に次のように加算されます。

児童2人目以降の加算 全部支給：11,030円、一部支給：11,020円～5,520円

3. 所得制限（令和7年4月現在）

- | | | |
|-----------------|---------|---------|
| （1）受給者本人 | 全部支給 | 一部支給 |
| 扶養親族のない場合 | 69万円未満 | 208万円未満 |
| 扶養親族のある場合 1人のとき | 107万円未満 | 246万円未満 |
| 〃 2人以上1人につき | 38万円加算 | 38万円加算 |
| （2）扶養義務者等 | | |
| 扶養親族のない場合 | 236万円未満 | |
| 扶養親族のある場合 1人のとき | 274万円未満 | |
| 〃 2人以上1人につき | 38万円加算 | |

【事業名】

ひとり親家庭・寡婦の相談 および 支援事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

母子・父子自立支援員がひとり親家庭などの母または父および寡婦からの相談を受け、ニーズに応じて給付金の支給、福祉資金貸付の調整、日常生活支援などを行う。

【内容詳細】

〔主な支援内容〕※すべて事前相談が必要。

○自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の指定教育訓練講座など市から指定される講座を受講する人に対して、受講終了後に本人が支払った費用の60%（1万2千円を超えて20万円まで）が支給される。

※一部対象講座については、上限が40万円となる場合がある。

また、資格取得し就職した場合、支払った費用の25%が追加支給される。

○高等職業訓練促進給付金等

看護師などの国家資格(※)に係る養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合、修業期間の全期間(上限4年)に「訓練促進給付金」が、またカリキュラムを修了した日以降に「修了支援給付金」が支給される。

※一部デジタル分野の民間資格や講座等を含む。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

日常生活を営むのに一時的に支障が生じたとき、派遣可能な家庭生活支援員が子育て支援や生活援助を行う。事前に家庭生活支援員派遣対象世帯としての登録が必要。

○母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業)

ひとり親および寡婦の方の経済的自立と児童の福祉増進を図るために、母・父または、その児童及び寡婦に対して必要な資金の貸付相談を行う。

※資金の種類によって貸付の限度額や条件、償還期間や利率などが異なる。

【事業名】

子どもと家庭に関する相談

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

子どもと家庭に関する相談を受ける。

【内容詳細】

こども家庭センターとして、以下のような相談を受け付けます。

○養護相談（児童虐待）

児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトに関する相談

○養護相談（児童虐待以外）

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子等に関する相談

○性格行動相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談

○育児・しつけ相談

家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の遊び等に関する相談



担当課名

保育幼稚園課

☎059-354-8172

【事業名】

一時保育事業

【事業主体】

四日市市

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他 (公立保育園…運営主体 私立保育園…補助金交付)

【事業概要】

公立認定こども園で2園、私立保育園・認定こども園で20園の合計22園で「一時保育」事業を実施しており、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった家庭の児童を預かる。

【内容詳細】

保育所等を利用していない家庭において、保護者の仕事や病気によるものの他、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、児童のための事業です。

犯罪被害者の方のケースにつきましても、裁判等の際に一時保育をご利用いただくことが可能です。

〔対象児童〕

市内在住の未就学児が対象となります。

※保育園・こども園（保育認定）に通っている場合、利用できません。

※幼稚園・こども園（教育認定）に通っている場合、土曜日や長期休暇時に利用できます。

〔保育時間〕

平日：8時30分～16時30分 土曜日：8時30分～正午

〔保育料〕（施設により、年齢・給食費・延長料金等々の関係で、多少差あり）

0・1・2歳児 3,000円前後／1日

3歳児以上 2,000円前後／1日

★利用や詳細については、直接各実施保育園・こども園へお問い合わせください。

【事業名】

求職者資格取得助成金

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

市内在住の求職者が円滑に就職できるよう、就職に有利とされる資格・免許の取得にかかる費用の一部を助成する。

【内容詳細】

〔対象資格〕

1. フォークリフト運転技能者講習修了資格
2. 玉掛け技能講習修了資格
3. 小型移動式クレーン運転技能講習修了資格
4. 介護職員初任者研修課程

〔対象者〕

対象者は次の各号の全てに該当する人としてします。

- (1) 市内に在住する人
- (2) 公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をし、求職活動を行っている人
- (3) 過去に同一の資格等に関して当制度を利用して助成金を受給していない人
- (4) 18歳以上の人（対象資格1～3のみ）

〔助成金額〕

受講料のうち自己負担額の2分の1

ただし、対象資格1～3：上限2万円

対象資格4：上限4万円

※ 受講料は、講座実施機関に支払う費用を指します。

国・県などからの助成を受ける場合は、受講料から国・県などからの助成金額を差し引いた額が自己負担額になります。

※ 受講を修了し、実績報告書などを提出いただいた後、助成金を支給します。

※ 年度内での予算の範囲内で助成を行います。

〔申請時期〕

講座実施機関に受講の申し込みをする前に、必ず市に申請してください。

受講の申し込み後の申請は受け付けません。

担当課名

商業労政課

☎059-354-8417

【事業名】

北勢地域若者サポートステーション

【厚生労働省委託事業 地域若者サポートステーション事業】

【事業主体】

特定非営利活動法人
市民社会研究所
(厚生労働省委託事業)

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

北勢地域若者サポートステーション

四日市市諏訪栄町 3 - 4 星座ビル 2 F

0 5 9 - 3 5 9 - 7 2 8 0

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助

委託

なし

その他 (

)

【事業概要】

特定非営利活動法人市民社会研究所が厚生労働省の委託を受けて、三重県等関係機関と連携して無業状態にある若者および家族を対象に職業的自立に向けた支援を行う。

【内容詳細】

〔対象者〕

自立に悩む15歳から49歳までの人およびその家族

〔事業内容〕

1. 自立に向けた相談（要予約）

(1) 個別相談

火～土曜日 10 : 00～12 : 00 13 : 30～17 : 30

(2) 出張相談

いなべ市・桑名市・ハローワーク四日市・ハローワーク桑名・木曽岬町・

東員町・菰野町・朝日町・川越町

日時・場所など、詳しくは、お問い合わせください。

2. 自立のためのセミナー・就労体験（要予約）

就労など自立に向けたセミナーや集中訓練プログラム、適性検査をはじめ、事業所などでの就労体験を実施しています。

〔住所・連絡先〕

住 所 : 〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2F

電 話 : 059-359-7280

F A X : 059-359-7281

E-mail : wakamono@hokusapo.com

〔開所時間〕

火～土曜日 9 : 30～18 : 00 (祝日・年末年始を除く)

担当課名

道路管理課

☎059-354-8154

【事業名】

交通事故相談事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

交通事故被害者、加害者およびその家族の、示談、自動車保険の請求など関連する相談を受け付ける。

【内容詳細】

〔相談場所〕

市役所 1 階市民相談コーナー

〔実施日等〕

月曜から金曜の9：00～12：00 13：00～15：45

〔実施方法〕

相談場所に来所または電話相談

電話：059-354-8155

〔経費の要否〕 相談無料

相談内容の例

- ・事故当事者（被害者・加害者）より示談の内容についての確認
- ・事故被害者の治療費等について
- ・示談の進め方（保険会社の判断の妥当性等）について

【事業名】

市営住宅優先抽選制度

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

市営住宅の入居抽選に参加する際、優先的に参加できる。

【内容詳細】

同一団地、同一タイプの住宅が「3戸以上」提供できるとき、高齢者世帯、障害者世帯、小学校未就学児のいる世帯、過去3年間で3回以上の申込みとなる世帯、DV被害者世帯、犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となった世帯などをあわせて「Aランク」と認定し、半分以下の戸数を「Aランク」の方のみで優先抽選を行います。

その後、優先抽選に外れた方と一般の方で残りの戸数を抽選します。



担当課名

市営住宅課

☎059-354-8218

【事業名】

市営住宅の一時使用

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

市営住宅の一時使用

【内容詳細】

市営住宅に入居するには、原則公募方法にもとづく入居手続が必要となっており、申し込みから入居まで、時間を要することとなりますが、犯罪被害等で自ら居住する住宅に居住できなくなった方で、公募による入居を待つことのできない、緊急に迫られる事情のある方については、期間を限定し、市営住宅を一時的に使用できる場合があります。



【事業名】

チーム学校推進事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

- ①四日市市スクールカウンセラーの派遣
- ②ハートサポーターの派遣
- ③四日市市スクールソーシャルワーカーの派遣 等

【内容詳細】

学校における問題の早期発見、早期対応、未然防止等を目指す上で、子どもに関わる教職員のきめ細かい教育相談および指導に加え、臨床心理士等の専門的な立場からの指導や相談・カウンセリングの充実が極めて重要です。

また、児童生徒が抱える家庭に起因する福祉的な課題については、学校や行政、地域や家庭と連携・調整を行いつつ解決を図ることも重要となってきています。このような状況の中、児童生徒の健全育成を目指し、上記の①～③の事業に継続して取り組んでいます。

①いじめ、不登校、問題行動等の前兆を早期に発見するとともに、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを通して子ども理解を進め、全教職員による指導体制の充実と組織的な対応に努めています。また、令和4年度よりSNS相談アプリを導入し、児童生徒の心の変容にいち早く気づき、早期対応を行うことができるよう、相談体制を整えています。

②緊急対応が必要な場合には、ハートサポーターを派遣し、支援を行います。

※ハートサポーターとは、四日市市教育委員会が委嘱した臨床心理士の有資格者をはじめとする心理学に関する専門的知識および技術、経験を有する教育相談員を指します。相談を必要とする子ども・保護者がいる学校や家庭に派遣し、学習および生活等の相談に対応し、学校の緊急時においても、すぐに対応ができるよう体制を整えています。

③社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして、学校や家庭に派遣し、子どもが抱える福祉的な課題について、学校や行政、地域や家庭との連携・調整を行いながら、問題行動等の未然防止・改善・解決に向けて取り組んでいます。その他、「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」や「四日市市いじめ問題対策調査委員会」でいじめ対策等について関係機関と協議し、いじめの未然防止および問題解消に向けて取り組んでいます。

【事業名】

特別支援教育・相談事業

【事業主体】

四日市市

【事業概要】

「途切れのない支援」を目指し、関係機関と連携をとりながら特別支援教育を推進する。障害のある子どもや発達上課題のある子どもおよび不登校等の子どもとその保護者や教師への教育相談を実施し、社会的自立への支援を行う。

【内容詳細】

1. 児童生徒の不登校や発達・行動等に関する教育相談（来所相談）

義務教育段階の児童・生徒およびその保護者を対象に、教育相談を実施しています。

発達や行動の課題、心の悩みや不安などがある子どもを対象に、セラピストによるプレイセラピー等の心理療法を行い、並行して相談員による保護者への教育相談を行っています。

また、必要に応じて発達検査等の心理検査を実施しています。

2. 不登校および発達等の気になる子どもの巡回相談

市立小・中学校を対象に、地域特別支援教育コーディネーターやスーパーバイザー等による、不登校児童生徒や通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒にかかる巡回教育相談を実施しています。



【参考資料①】 四日市市犯罪被害者等支援条例

令和元年 10 月 4 日
条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 特定犯罪被害 特定犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）以下同じ。）による死亡又は重傷病（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 2 条第 5 項に規定する重傷病をいう。以下同じ。）をいい、特定犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (5) 特定犯罪被害者 特定犯罪行為により害を被った者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (7) 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他関係するものをいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (9) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、再被害及び二次被害並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害する事象が生じないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮のうえ、関係機関等が相互に連携して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（日常生活の支援）

第7条 市は、特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある特定犯罪被害者（特定犯罪行為により害を被った時に市民であった者に限る。）及び特定犯罪被害者の遺族（特定犯罪被害者が特定犯罪行為により害を被った時に当該遺族が市民であった場合に限る。以下これらの者を「特定犯罪被害者等」という。）に対して、家事に関する支援、保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第8条 市は、特定犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等に対して、転居するために要する費用及び家賃の補助その他の居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

（支援金の支給）

第9条 市は、特定犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、これらの者に対して支援金の支給を行うものとする。

（雇用の安定）

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（市民等の理解の促進）

第 1 1 条 市は、広報啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第 1 2 条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第 1 3 条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第 7 条から第 9 条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた特定犯罪被害について適用する。



【参考資料②】 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいえないばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗（ちよく）状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

（組織）

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

（会長）

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行〕

附則（平成二十六年六月二十五日法律第七十九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2（略）

附則（平成二十七年九月十一日法律第六十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



【参考資料③】 三重県犯罪被害者等支援条例

平成 31 年 3 月 18 日公布
三 重 県 条 例 第 3 号

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 推進体制の整備（第八条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

（総合的な支援体制の整備）

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（推進計画）

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

（支援従事者の育成）

第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援従事者に対する支援）

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市町に対する支援等）

第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

（財政上の措置）

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(学校における教育の促進)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十四条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。



【参考資料④】 その他の支援機関

○（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター （TEL:059-221-7830）

犯罪等の被害者やその家族・遺族の方々が必要とされるサポートを行い、被害からの回復、社会復帰に向けて役立つことを目的に設立された団体です。

【電話相談・面接相談】

専門的な研修を受けた相談員などによる相談を行います。必要に応じて、臨床心理士・弁護士による専門相談も行います。

（相談受付時間：平日 9 時～16 時、祝日・年末年始除く）

また、メールで相談することもできます。

【付添などの支援】

必要に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等へ付添などを行います。

【被害者自助グループの支援】

同じような被害に遭われた被害者の方へ交流場所を提供したり、自助グループ活動の支援を行います。

○ みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」 （TEL:059-253-4115・全国共通番号#8891）

専門の女性相談員が電話相談や面接相談などに対応するほか、総合的な支援を関係機関と連携して行っています。（相談受付時間：平日 9 時～17 時、土日祝・年末年始除く）

- ・医療機関の紹介（身体的ケア・精神的ケア）
- ・女性弁護士による法律相談
- ・女性相談員による付き添い支援
- ・メール相談、LINE 相談



○ 三重県警察本部 被害者支援室 （TEL:059-222-0110）

被害に遭われた方々の視点に立った各種支援や、被害に応じた各種経済的支援も整備されています。

- ・被害者への情報提供
- ・相談窓口の設置
- ・犯罪被害給付制度
- ・捜査過程における被害者の負担の軽減
- ・被害者の安全の確保

○ 津地方検察庁 (TEL:059-228-4166)

被害に遭われた方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者支援員を配置し、また、検察庁への相談・事件問い合わせのための被害者ホットラインが設置されています。

被害に遭われた方々は、事前に希望を伝えることで、裁判に関する法制度を利用することができます。

○ 三重弁護士会 犯罪被害者支援センター (TEL:059-228-2232)

被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談、裁判の受任などを行います。

○ 法テラス三重 (犯罪被害者支援ダイヤル TEL:0120-079-714)

被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用の援助制度を案内するなど、被害に遭われた方々を多角的にサポートしています。

○ 各医療機関

医療を受ける被害に遭われた方々の心身の状況に応じて、適切な医療を提供するほか、必要に応じて、他の医療提供施設などを紹介します。

医療機関に関する一定の情報について、医療機能情報提供制度が設けられています。

○ 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 (TEL:059-224-2664)

県が実施および関連する犯罪被害者等支援に関する事業の取りまとめや、啓発事業、出前事業の実施をしています。

○ 四日市南警察署 (TEL:059-355-0110)

○ 四日市北警察署 (TEL:059-366-0110)

○ 四日市西警察署 (TEL:059-394-0110)





四日市市
市民生活部 市民協働安全課
四日市市諏訪町1番5号
電話：354－8179

